

多可町特別職報酬等審議会（第1回）会議次第

日時 令和5年7月6日（木）

午後7時00分～

場所 多可町役場 特別会議室

1 開 会

2 委嘱状交付

3 あいさつ

4 委員紹介

・特別職報酬等審議会名簿（P 4）

5 会長選出

6 諮 問

・常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額についての諮問書（P 5）

7 協 議

(1) 常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について

・多可町特別職報酬等審議会意見報告書（P 8）

・多可町の財政状況（P 17）

・常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額（P 21）

・県内町及び類似団体との比較表（P 22）

(2) その他

8 閉 会

改正

平成19年 3 月 7 日条例第 1 号

平成20年 9 月 9 日条例第25号

(設置)

第 1 条 町長の諮問に応じ、特別職報酬等の額について審議するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の 4 第 3 項の規定に基づき多可町特別職報酬等審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 町長は、議会の議員報酬の額並びに町長、副町長及び教育長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬および給料の額について審議会の意見を聴くものとする。

(委員)

第 3 条 審議会は委員 8 人をもって組織し、その委員は多可町の区域内の公共的団体等の代表者、その他住民のうちから必要の都度町長が任命する。

2 委員は、当該諮問に係る審議が終了したときは、解任されるものとする。

(会長)

第 4 条 審議会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総括する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(庶務)

第 6 条 審議会の庶務は、総務課において所掌する。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成17年11月1日から施行する。

附 則（平成19年3月7日条例第1号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年9月9日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

令和5年度多可町特別職報酬等審議会委員名簿

所 属	氏 名	備 考
多可町教育委員会	安 藤 和 志	
多可町農会長会	藤 本 憲 一	会長
多可町区長会	清 水 賢 彦	(商工会長)
北はりま森林組合	中 道 忠 憲	代表理事組合長
多可町商工会	後 藤 泰 樹	事務局長
多可町社会福祉協議会	山 口 達 也	会長
多可町老人クラブ連合会	草 別 義 雄	会長
多可町PTA協議会	高 田 潤 二 郎	

(敬称略、順不同)

〈事務局〉

所 属	氏 名	備 考
総務課	藤 本 志 織	
総務課	岡 本 竜 弥	
総務課	西 川 陽 子	



多 総 第 号
令和 5 年 7 月 6 日

多可町特別職報酬等審議会会長 様

多可町長 吉 田 一 四

常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について（諮問）

多可町特別職報酬等審議会条例第 2 条の規定に基づき、別紙のとおり
諮問します。

常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額についての諮問書

本町の常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額については、過去3回の多可町特別職報酬等審議会により審議いただきました。

平成18年度の審議会では、「社会情勢や一般職員の給与の引き下げ等近年の動向からして、常勤の特別職の給料や議会の議員報酬の引き上げは、適当とは言えない。しかしながら、議会の議員報酬については、県下でも極端に低い状況にあり、財政規模等を勘案しても改定が必要と考える」との答申をいただき、議会の議員報酬の引き上げを行いました。

平成21年度の審議会では、「常勤の特別職の給料については、民間の実情を踏まえた人事院勧告に基づくことが妥当であり、0.3%程度の引き下げ改定が必要であると考え。しかし、議会の議員報酬については、前回の経緯と、議員定数が18人から14人に減員され、実質の減額となることを考慮し、今回は据え置く」との答申がされ、常勤の特別職の給料の引き下げを行いました。

この審議会を開催した当時は、リーマン・ショックの影響で社会経済情勢が悪化していましたが、その後は徐々に回復に転じ、民間の状況を踏まえた人事院勧告においても平成26年度以降は引き上げ勧告が続いてきました。

しかし、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症が検知され、感染拡大防止対策が講じられたことで社会経済情勢は急激に悪化し、住民生活に多大な悪影響が広がりました。

また、平成30年度の人事院勧告では、民間給与実態調査の実情を踏まえボーナスが引き下げとなり、以降も新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響が本格化し、ボーナスが引き下げられました。

前回の令和3年度の審議会では「平成22年度以降、常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について据え置きがされている。県下11町との比較においては常勤の特別職、議会議員とも平均よりも下回っており、全国の類似団体との比較では、特に議員報酬は平均よりも低い状況である。議員のなり手不足が問題視されるなか、若い世代の人や女性たちが、議会議員を魅力あるものとして捉えられるように報酬の引き上げがされるべきであるとは考える。

しかしながら本町の財政状況はおおむね健全な状況であり好転に向かっているものの、人口減少や少子高齢化のなかにあつて今後は厳しい状況が予想されること、また生涯学習センター（仮称）の建設、中学校の統合・建設など大型事業による起債の増加が見込まれること、さらに

は新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当である。」との答申をいただき、現在は次のとおりとなっています。

職名	給料月額	区分	報酬月額
町 長	807,000 円	議 長	330,000 円
副町長	648,000 円	副議長	240,000 円
教育長	598,000 円	議 員	215,000 円

前回の審議会では、「平成 21 年度開催以降、令和 3 年度開催までの 12 年もの間、審議会が開催されなかったことは適切であったとはいえない。今後は少なくとも町長、議会議員選挙に合わせて 4 年に 1 回は審議会を開催するのが望ましい。新型コロナウイルス感染症の状況、また本町の財政状況を見ながら、次は 2 年後の開催を検討してはどうか。」と付記されました。

昨年令和 4 年度、人事院は 3 年ぶりに国家公務員の月給、ボーナスともに引き上げ勧告を行いました。新型コロナウイルス禍の影響を受けていた一部企業で業績が回復し、民間の給与水準との格差を解消するためです。本年度は、コロナ禍が落ち着き第 5 類相当になったことに加え、今春闘では、物価高や人材獲得競争の激化を背景に大手企業の賃上げが鮮明となっています。4 月に公表された春闘の中間集計によりますと、賃上げ率は、比較可能な 2013 年以降最も高く、経団連の集計によりますと、大手企業の昨冬のボーナスは前年比 8.92%増となっています。調査終了後、国家公務員の水準が民間を下回っていることが確認されれば、給与水準の官民格差を埋めるため、本年度も引き上げ勧告となる可能性が高い状況です。

また現在、多可町議会では区毎に議会改革意見交換会を開催し、議員の適正な定数の検討を行っています。住民からの意見及び検討結果を取りまとめ、適正な定員を示す予定となっています。

以上、これまでの審議会の経緯や現在の社会経済情勢等を総合的にご検討いただき、その額及び実施の時期について答申いただきますようここに諮問いたします。また、この多可町特別職報酬等審議会の開催時期についてもご検討願います。

多可町特別職報酬等審議会意見報告書

このたび常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改訂について、本審議会に諮問を受けたので、慎重審議の結果、次のとおり意見を付す。

平成19年1月29日

多可町長 戸田善規様

多可町特別職報酬等審議会
会長 吉田俊男

記

審議会の意見

町長、助役、収入役、教育長の給料並びに議会議員の報酬の額の改訂について、次のとおり答申する。

職名	現行	答 申	
		改訂額	実施時期
町長	810,000円	据置	
助役	650,000円	据置	
収入役	600,000円	据置	
教育長	600,000円	据置	
議長	310,000円	330,000円	平成19年4月1日
副議長	220,000円	240,000円	平成19年4月1日
議員	195,000円	215,000円	平成19年4月1日

本町の常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額は、兵庫県下12町の中で、人口や財政規模に比較して通常より低額に抑えられているといえるものの、社会情勢や一般職員の給与の引き下げ等近年の動向からして、この時期に特別職の給料や議会議員の報酬の引き上げは、適当とは言えない。

しかしながら、議会議員の報酬については、県下でも極端に低い状況にあり、財政規模等を勘案しても改訂が必要と考える。

なお、常勤の特別職は、合併時に旧3町のうち最も低い基準に準じた経緯を考慮し、今回は据え置くものとする。

附帯意見

平成17年11月1日合併協議の中で、特別職の報酬についても協議がなされ、現行の報酬額に決定をみたところであり、それをもって、新町の発足をみてきた。合併して日数も経過をみていない中での報酬の引き上げ改定は、いかなものかといった意見や、職員給与は、人事院勧告においても引き下げの勧告がなされここ数年はダウン傾向にあること、また、合併時に職員の給与の見直しや、等級の見直しにより大幅な給与の減額、さらには、公務員給与体系の改革による大幅な引き下げなど、今公務員に対する待遇はきわめて厳しいものになっている中での報酬引き上げは理解が得られないこと等、全委員の意見は改訂に消極的な発言ばかりであった。

しかしながら、議員の報酬については、県下でもっとも低位に置かれていることや、合併によりその守備範囲が拡大したことなどを勘案すれば、現行の19万5千円は、考慮すべきであるという意見があり。せめて、20万円の大台とともに、県下の最低よりも若干上位にあげるべきであろうという意見が大半を占めた。

反面、議会出席や議員活動に関する日数を考えれば、世間一般の常識を越えた日当額になること、また、常勤でないにもかかわらず期末手当（ボーナス）が年間4.4ヶ月支給されていることなどを考慮すれば、単価的に低くないと思われること、等引き上げに難色を示す声も多々あった。

最終的には、県下で最低の報酬という要因により今回は引き上げるも、議員の資質向上や、議員としての自覚をして議会活動を積極的に行っていただくよう強く要請することで答申することに決定した。

多可町特別職報酬等審議会意見報告書

このたび常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額の改定について、本審議会に諮問を受けたので、慎重審議の結果、次のとおり意見を付す。

平成21年9月18日

多可町長 戸田善規様

多可町特別職報酬等審議会

会長 山口嘉郎

記

町長、副町長、教育長の給料並びに議会議員の報酬の額の改定について、次のとおり答申する。

職名	現行	答 申	
		改定額	実施時期
町長	810,000円	807,000円	平成21年12月1日
副町長	650,000円	648,000円	平成21年12月1日
教育長	600,000円	598,000円	平成21年12月1日
議長	330,000円	据置	
副議長	240,000円	据置	
議員	215,000円	据置	

本町の常勤の特別職の給料並びに議会議員の報酬の額は、兵庫県下12町の中で、人口や財政規模に比較して通常より低額に抑えられていると考えるが、現下の経済社会情勢は極めて悪化しており、加えて一般職員における今年的人事院勧告では、期末勤勉手当の引き下げとともに、給料は平均0.2%の引き下げ、幹部層においては0.3%の引き下げと厳しい状況となっている。

この時期に特別職の給料や議会議員の報酬の引き上げは、適当ではない。

据え置くか、引き下げかであるが、常勤の特別職の給料については、合併時に旧3町のうち最も低い基準に準じた経緯を考慮し前回は据え置かれたが、現在の社会情勢を考えると、民間の実情を踏まえた人事院勧告に基づくことが妥当であり、0.3%程度の引き下げ改定が必要であると考えます。

しかし、議会議員の報酬については、県下でも極端に低い状況の中、財政規模を勘案して引き上げられた前回の経緯と、今回議員定数が18人から14人に減員され、実質の減額となることを考慮し、今回は据え置くものとする。

令和3年8月10日

多可町長 吉田 一四 様

多可町特別職報酬等審議会
会長 副田 龍次



常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について（答申）

令和3年6月22日付け、多総第387号にて本審議会に対し諮問された多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について、審議の結果、以下のとおり答申する。

答 申

多可町常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額については、次のとおり現行の額を据え置くことが適当である。

職名	給料月額	区分	報酬月額
町 長	807,000 円	議 長	330,000 円
副町長	648,000 円	副議長	240,000 円
教育長	598,000 円	議 員	215,000 円

審議経過等

1. はじめに

令和3年6月22日に町長から本審議会に対し、多可町特別職報酬等審議会条例第2条の規定により、常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について、諮問書が提出された。

諮問の内容は、これまでの審議会の経緯や現在の社会経済情勢等を総合的に判断し、その額及び実施の時期について本審議会へ意見を求められたものである。

なお、本審議会は合併後、平成18年度と21年度に開催され、その後開催されておらず、12年ぶりの開催となった。

【開催状況】

開催日：令和3年6月22日（火） 19:30～ 多可町役場特別会議室

内 容：諮問、資料説明、質疑応答、審議

開催日：令和3年7月12日（月） 19:00～ 多可町役場特別会議室

内 容：追加資料説明、質疑応答、審議、答申案協議

【検討に用いた資料】

- ① 平成19年1月29日 多可町特別職報酬等審議会意見報告書
- ② 平成21年9月18日 多可町特別職報酬等審議会意見報告書
- ③ 多可町の財政状況（令和元年度）
- ④ 経常収支比率の対前年度比較
- ⑤ 実質公債費比率の対前年度比較
- ⑥ 将来負担比率の対前年度比較
- ⑦ 常勤の特別職の給料及び議会の議員報酬
- ⑧ 県内町との比較表
- ⑨ 類似団体との比較表（令和元年度）
- ⑩ 議会の議員活動内容、日数、町長の職務遂行日数
- ⑪ 兵庫県内市町の平均課税対象所得
- ⑫ 兵庫県内町の平均課税対象所得（12町比較）

2. 審議経過

今回の審議については、これまでの審議会開催経過を踏まえたうえで、昨年度の人事院勧告の内容、本町の財政状況、住民感情等を考慮しつつ、また兵庫県内の町、全国の類似団体における常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額等を参考にし、さまざまな角度から、各委員がそれぞれ町民各層の代表として、公平・公正な姿勢を念頭に置きながら慎重に審議を行った。

3. 常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について

常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額については、過去2回の多町特別職報酬等審議会により審議がされた。

平成18年度の審議会では、「社会情勢や一般職員の給与の引き下げ等近年の動向からして、常勤の特別職の給料や議会の議員報酬の引き上げは、適当とは言えない。しかしながら、議会の議員報酬については、県下でも極端に低い状況にあり、財政規模等を勘案しても改定が必要と考える」との答申がされ、議会の議員報酬の引き上げが行われた。

平成21年度の審議会では、「常勤の特別職の給料については、民間の実情を踏まえた人事院勧告に基づくことが妥当であり、0.3%程度の引き下げ改定が必要であると考え。しかし、議会の議員報酬については、前回の経緯と、議員定数が18人から14人に減員され、実質の減額となることを考慮し、今回は据え置く」との答申がされ、常勤の特別職の給料の引き下げが行われた。

前回の審議会が開催された当時は、リーマン・ショックの影響で社会経済情勢が低迷していたが、その後は徐々に回復に転じ、民間の状況を踏まえた人事院勧告においても平成26年度以降は引き上げ勧告が続いてきた。しかし、令和2年1月に国内で新型コロナウイルス感染症が検知され、感染拡大防止対策が講じられたことで社会経済情勢は激変し、住民生活に多大な影響を与えてきました。また、昨年度の人事院勧告では、民間給与実態調査の実情を踏まえボーナスが引き下げとなった。今年度はさらに感染拡大の影響が本格化し、月給やボーナスの引き下げが予想される。

平成22年度以降、常勤の特別職の給料並びに議会の議員報酬の額について据え置きがされている。県下11町との比較においては常勤の特別職、議会議員とも平均よりも下回っており、全国の類似団体との比較では、特に議員報酬は平均よりも低い状況である。議員のなり手不足が問題視されるなか、若い世代の人や女性たちが、議会議員を魅力あるものとして捉えられるように報酬の引き上げがされるべきであるとは考える。

しかしながら本町の財政状況はおおむね健全な状況であり好転に向かつてはいるものの、人口減少や少子高齢化のなかにあつて今後は厳しい状況が予想されること、また生涯学習センター（仮称）の建設、中学校の統合・建設など大型事業による起債の増加が見込まれること、さらには新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う住民感情及び新型コロナウイルス感染症が経済に与えた影響を踏まえた人事院勧告がなされたこと等を総合的に判断し、全会一致で、現行の額を据え置くことが適当であるとの結論に至った。

4. 付記事項

審議会における議論の中で、次のとおり意見・要望等があったことを付言する。

- ・ 12年もの間、審議会が開催されなかったことは、適切であったとは言えない。今後は、少なくとも町長、議会議員選挙に合わせて4年に1回は審議会を開催するのが望ましい。新型コロナウイルス感染症の状況、また本町の財政状況を見ながら、次は2年後の開催を検討してはどうか。
- ・ 特に議員報酬額が類似団体との比較において低水準にあるが、民間においては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けていること、昨年度の人事院勧告が期末手当の引き下げであったことなどを総合的に勘案すれば、現時点で引き上げをすることに、住民から理解を得ることは難しい。
- ・ 昨年5月の臨時会で、町長ら特別職3人の給与の10%を半年分カット、また議会議員の6月分報酬を50%カットする条例改正案が可決されたことは評価するが、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける民間の状況を考えると給与、報酬アップに対して住民の理解を得ることは難しい。新型コロナウイルス感染症が住民生活に与えた影響を無視することはできない。
- ・ 財政は健全化に向け取り組んでいるとは言えるものの、決して安心はできないので引き続き事務事業の見直しや行政改革、慎重な財政運営が必要である。今後の多可町にとって真に生涯学習センター（仮称）が必要か、また中学校の統合・建設が必要であるかどうか、議会とともに町の英断を望む。財政の健全化に向けてしっかり取り組んでいただきたい。
- ・ 人口減少のスピードに驚きと不安を覚える。まもなく多可町誕生後16年を迎えるが、これまで町が取り組んできたことを振り返りながら、今後の多可町のまちづくりに何が必要か、少子高齢化、若者の定着にどう向き合い取り組んでいくのか、しっかりと旗振りをしていただきたい。

- ・議員の議会出席や議会活動に関する日数を考えれば、世間一般の常識を越える日当額になること、また常勤でないにも関わらず期末手当が年間4.45ヵ月支給されていることなどを考慮すれば、引き下げをしてもよいのではないか。
- ・議会議員の仕事、活動内容がなかなか見えにくい。また個人によっても活動の内容、日数も違う。今後も議員の資質向上や、議員としての自覚をもって議会活動を積極的に行っていただきたい。
- ・新型コロナウイルス感染症への対策、新型コロナウイルスワクチン接種の推進について、引き続き万全の体制で臨んでほしい。

【多可町特別職報酬等審議会 委員名簿】

(敬称略、順不同)

所 属	氏 名	備 考
多可町区長会	副 田 龍 次	会長
多可町教育委員会	安 藤 和 志	
多可町農業委員会	門 脇 和 志	
多可町商工会	清 水 賢 彦	
多可町婦人会	下 山 清 美	
北はりま森林組合	中 道 忠 憲	
多可町社会福祉協議会	山 口 達 也	
多可町PTA協議会	吉 川 大 介	

各種財政指標の推移

財政力指数

	多可町
H25	0.33
H26	0.33
H27	0.33
H28	0.33
H29	0.33
H30	0.33
R1	0.33
R2	0.33
R3	0.33

経常収支比率

	多可町	
	経常収支比率	減税補てん債等を除く比率
H25	92.4	98.5
H26	92.7	98.5
H27	92.0	97.2
H28	94.1	98.3
H29	95.7	100.1
H30	91.3	95.4
R1	91.4	94.6
R2	91.4	94.5
R3	86.9	90.5

健全化判断比率

実質赤字比率

早期健全化基準	13.86
財政再生基準	20.00

	多可町
H25	—
H26	—
H27	—
H28	—
H29	—
H30	—
R1	—
R2	—
R3	—

連結実質赤字比率

早期健全化基準	18.86
財政再生基準	30.00

	多可町
H25	—
H26	—
H27	—
H28	—
H29	—
H30	—
R1	—
R2	—
R3	—

実質公債費比率

早期健全化基準	25.00
財政再生基準	35.00

	多可町
H25	14.8
H26	14.7
H27	15.3
H28	16.5
H29	16.8
H30	17.2
R1	15.5
R2	12.9
R3	11.6

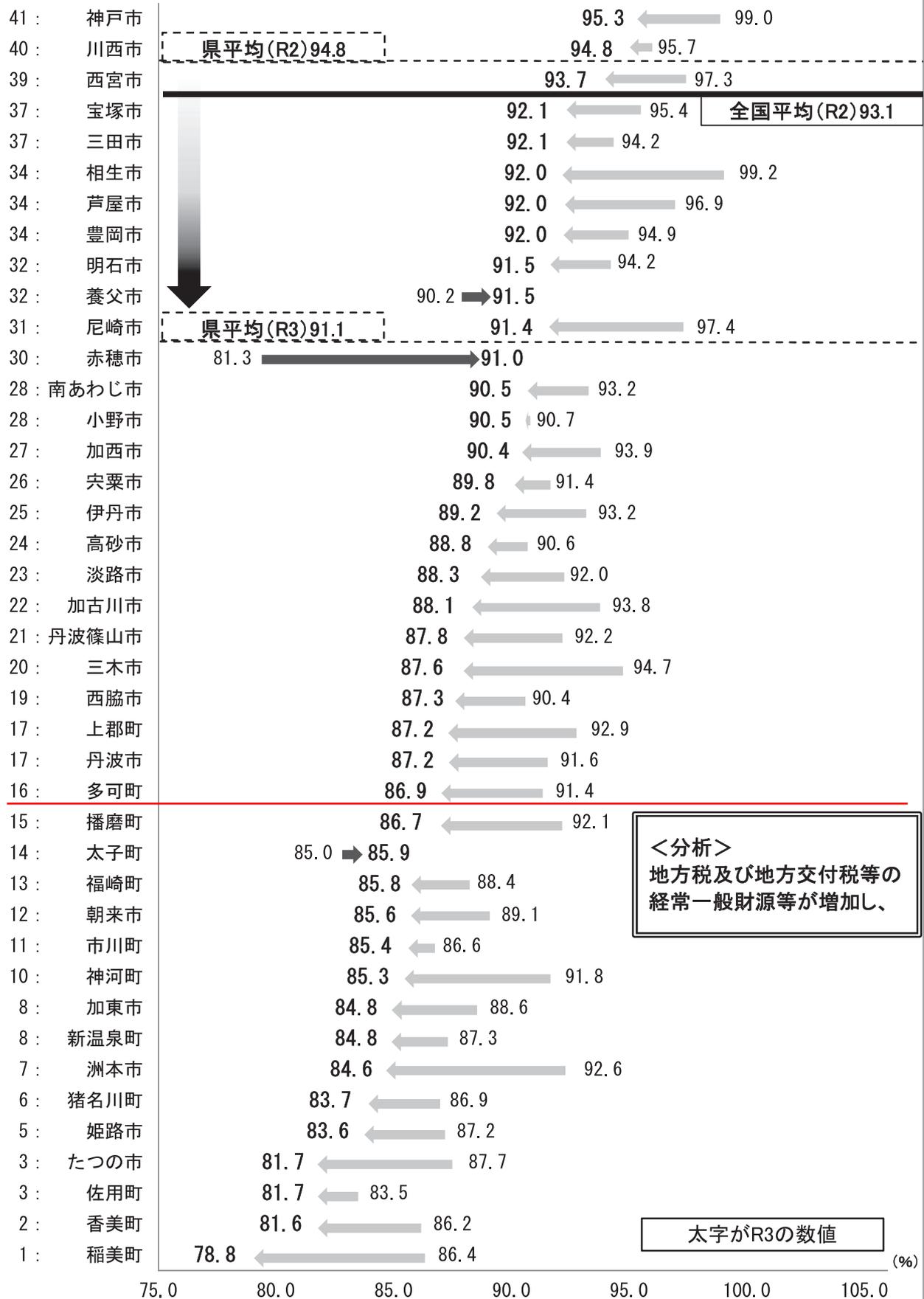
将来負担比率

早期健全化基準	350.00
---------	--------

	多可町
H25	41.9
H26	33.0
H27	29.1
H28	29.9
H29	37.6
H30	43.0
R1	30.5
R2	22.1
R3	—

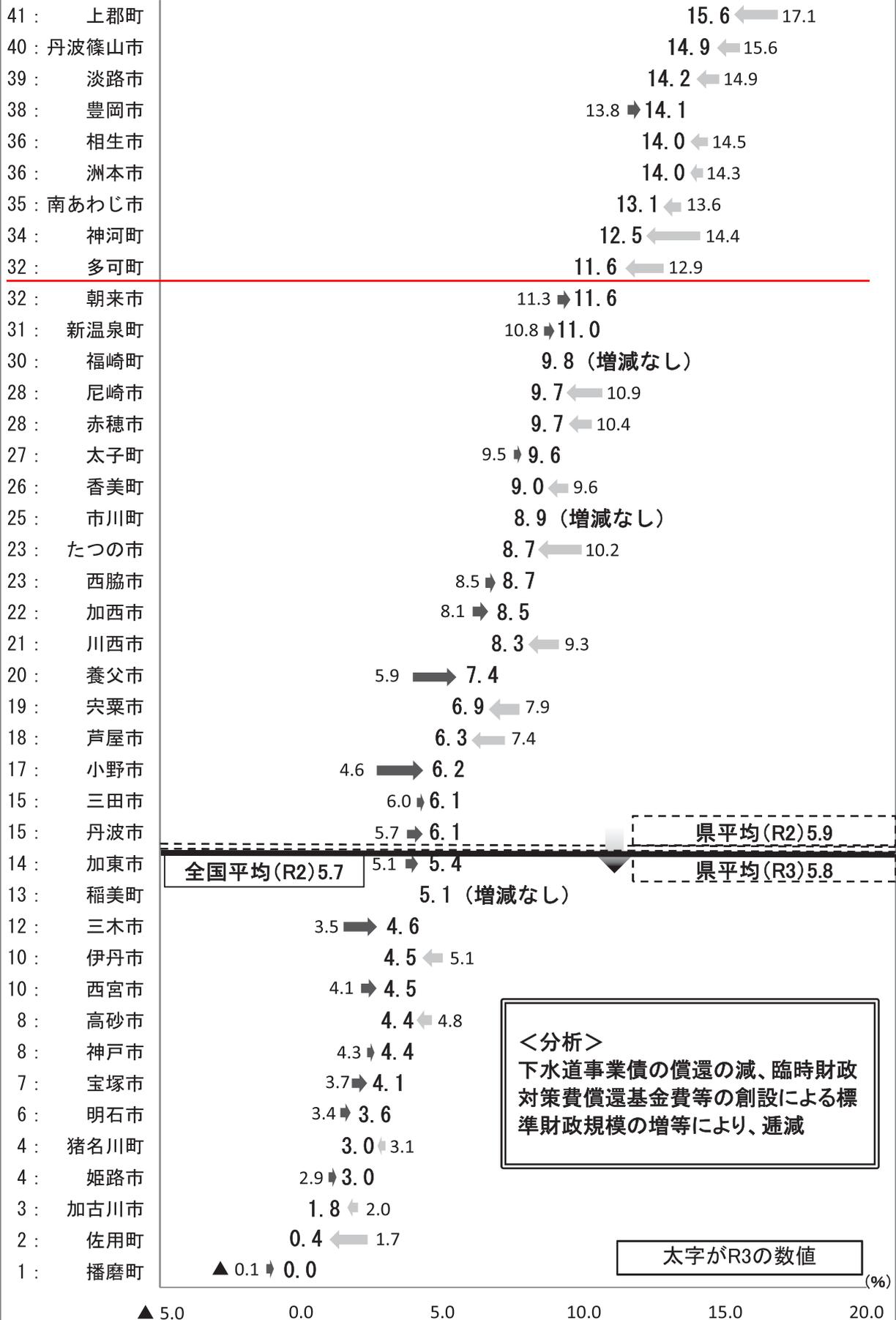
経常収支比率（単年度）の対前年度比較

■前年度から比率が増加したのは3団体、比率が減少したのは38団体。
 ■最も増加したのは赤穂市（+9.7）、最も減少したのは洲本市（▲8.0）。



実質公債費比率の対前年度比較

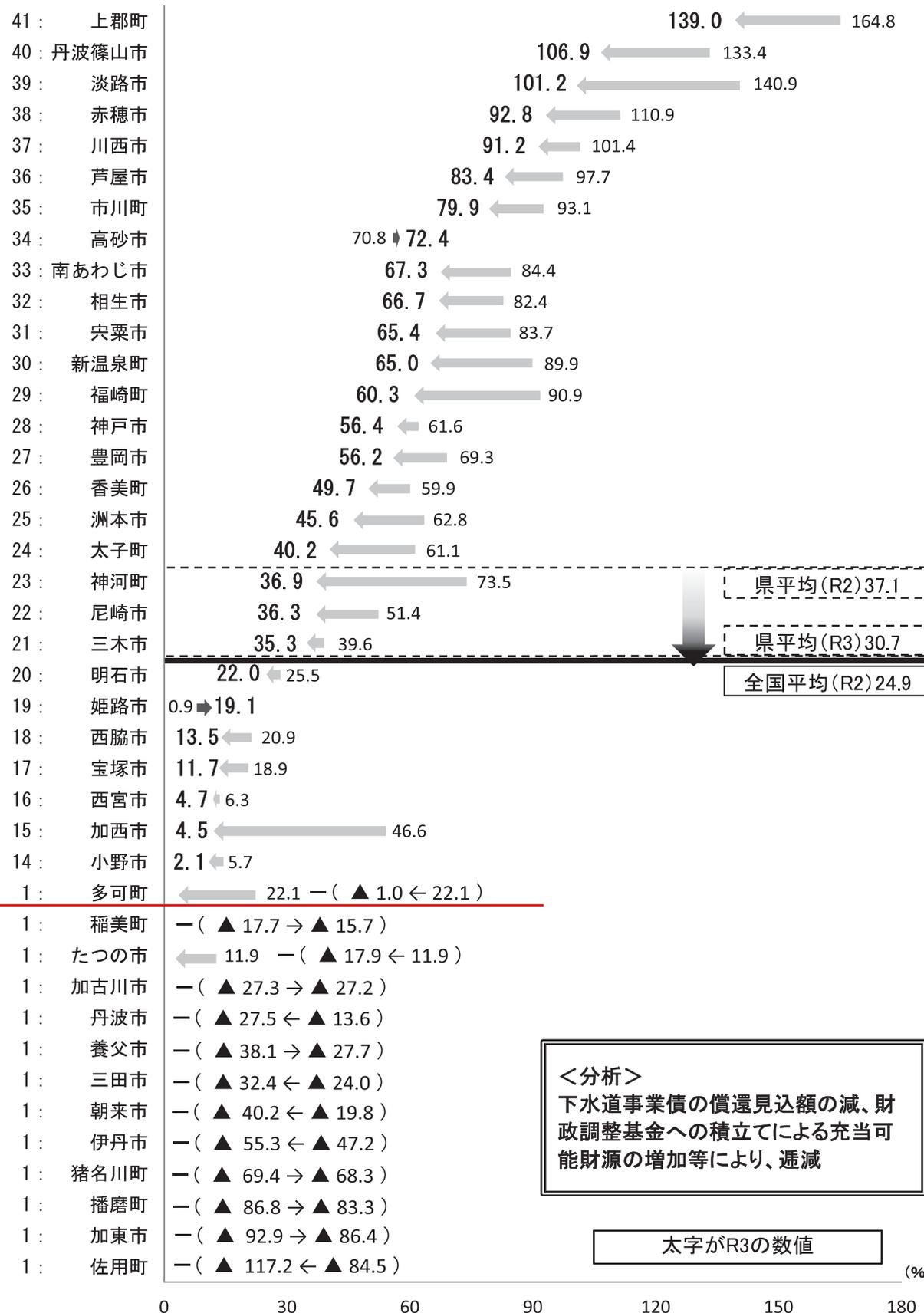
■前年度から比率が増加したのは18団体、比率が減少したのは20団体、3団体が増減なし。
 ■最も増加したのは小野市(+1.6)、最も減少したのは神河町(▲1.9)、



<分析>
 下水道事業債の償還の減、臨時財政対策費償還基金費等の創設による標準財政規模の増等により、逡減

将来負担比率の対前年度比較

- 前年度から比率が増加したのは8団体、比率が減少したのは33団体。
- 最も増加したのは姫路市(+18.2)、最も減少したのは加西市(▲42.1)。



＜分析＞
下水道事業債の償還見込額の減、財政調整基金への積立てによる充当可能財源の増加等により、逓減

太字がR3の数値

(%)

常勤の特別職の給料及び議会の議員報酬

1 常勤の特別職の給料

職名	H17.11.1～	H22.1.1～現行
町長	810,000 円	807,000 円 (△3,000 円)
副町長	650,000 円	648,000 円 (△2,000 円)
教育長	600,000 円	598,000 円 (△2,000 円)

2 議会の議員報酬

区分	H17.11.1～	H19.4.1～現行
議長	310,000 円	330,000 円 (+20,000 円)
副議長	220,000 円	240,000 円 (+20,000 円)
議員	195,000 円	215,000 円 (+20,000 円)

※議員定数の削減

平成 20 年 12 月に多可町議会議員定数条例が改正され、議会の議員定数が 18 人から 14 人になった。(平成 21 年 11 月選挙～)

県内町との比較表

No.	町名	人口 (人)	給料月額 (円)				報酬月額 (円)				標準財政規模 (千円)	財政力 指数
			町長	副町長	教育長	議長	副議長	議員				
1	猪名川町	30,006	④ 860,000	④ 710,000	④ 674,000	③ 404,000	① 327,000	① 300,000	⑦ 7,308,636	⑤ 0.58		
2	多可町	19,766	⑦ 807,000	⑦ 648,000	⑦ 598,000	⑩ 330,000	⑩ 240,000	⑩ 215,000	④ 7,602,587	⑨ 0.33		
3	稲美町	30,705	② 890,000	② 730,000	② 690,000	① 415,000	② 320,000	② 295,000	⑥ 7,496,325	② 0.76		
4	播磨町	34,793	① 920,000	① 760,000	① 705,000	② 405,000	③ 310,000	③ 285,000	⑤ 7,574,238	① 0.85		
5	市川町	11,426	⑪ 747,000	⑨ 636,500	⑨ 589,000	⑧ 335,000	⑧ 245,000	⑧ 225,000	⑫ 3,950,646	⑧ 0.38		
6	福崎町	18,857	⑤ 830,000	⑤ 673,000	⑤ 620,000	⑥ 370,000	⑦ 280,000	⑦ 255,000	⑨ 5,786,538	③ 0.70		
7	神河町	10,884	⑨ 760,000	⑩ 620,000	⑪ 560,000	⑧ 335,000	⑧ 245,000	⑧ 225,000	⑩ 5,449,128	⑦ 0.37		
8	太子町	33,815	② 890,000	② 730,000	③ 675,000	⑤ 390,000	⑤ 300,000	④ 271,000	③ 7,848,287	④ 0.66		
9	上郡町	14,313	⑧ 776,000	⑧ 638,000	⑧ 595,000	④ 395,000	④ 302,000	④ 271,000	⑪ 5,249,218	⑥ 0.51		
10	佐用町	15,869	⑥ 811,000	⑥ 662,000	⑥ 613,000	⑥ 370,000	⑥ 290,000	⑥ 270,000	① 8,739,510	⑩ 0.29		
11	香美町	16,452	⑩ 752,000	⑪ 616,000	⑩ 564,000	⑪ 321,000	⑪ 237,000	⑪ 214,000	② 8,571,566	⑫ 0.23		
12	新温泉町	13,634	⑫ 736,000	⑫ 588,800	⑫ 533,600	⑫ 320,000	⑫ 230,000	⑫ 208,000	⑧ 6,445,966	⑪ 0.25		
	最大値	34,793	920,000	760,000	705,000	415,000	327,000	300,000	8,739,510	0.85		
	平均	20,877	814,917	667,692	618,050	365,833	277,167	252,833	6,835,220	0.49		
	最小値	10,884	736,000	588,800	533,600	320,000	230,000	208,000	3,950,646	0.23		

標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう経常的一般財源の規模

財政力指数：財政力を示す指数。数値が高いほど、財源に余裕がある。

類似団体との比較表（令和4年度）

市町村分類：Ⅳ－1

No.	県名	町名	人口 (人)	給料月額（円）						報酬月額（円）(R4.7.1)						議員 定数
				町長	副町長	教育長(R3)	議長	副議長	議員							
1	岩手県	金ヶ崎町	15,419	23	744,000	26	590,000	17	553,000	32	283,000	30	229,000	30	212,000	16
2	岩手県	洋野町	15,717	28	720,000	25	591,000	28	513,000	33	273,000	30	229,000	31	211,000	16
3	宮城県	涌谷町	15,182	33	595,200	30	567,000	33	496,900	18	308,750	25	241,300	19	225,150	13
4	秋田県	美郷町	18,549	14	796,000	23	595,000	25	534,000	29	288,000	11	264,000	6	255,000	16
5	山形県	河北町	17,636	1	840,000	9	645,000	11	585,000	7	330,000	8	275,000	5	260,000	14
6	福島県	会津坂下町	15,116	14	796,000	12	640,000	29	509,200	24	299,000	23	242,000	23	221,000	14
7	福島県	会津美里町	19,329	14	796,000	12	640,000	5	599,000	24	299,000	23	242,000	23	221,000	16
8	福島県	矢吹町	17,092	6	829,000	11	641,000	11	585,000	7	330,000	11	264,000	13	240,000	14
9	福島県	三春町	16,662	17	795,000	14	634,000	9	591,000	16	310,000	19	246,000	20	224,000	16
10	福島県	浪江町	16,208	13	798,000	16	630,000	10	587,000	20	302,000	16	256,000	14	235,000	16
11	茨城県	大子町	15,833	32	621,000	33	540,000	30	500,000	21	300,000	10	270,000	9	250,000	13
12	栃木県	芳賀町	15,651	25	740,000	20	600,000	21	550,000	4	340,000	4	280,000	9	250,000	14
13	栃木県	那珂川町	15,286	28	720,000	27	585,000	24	535,000	14	320,000	17	250,000	26	220,000	13
14	富山県	上市町	19,638	8	822,000	1	683,000	4	605,000	3	360,000	1	310,000	1	290,000	12
15	石川県	志賀町	19,178	1	840,000	17	625,000	7	595,000	31	284,000	22	244,000	16	230,000	14
16	長野県	辰野町	18,864	4	830,000	3	670,000	22	540,000	17	309,000	18	248,000	18	227,000	14
17	長野県	南箕輪村	15,833	20	762,200	8	647,800	18	552,000	19	308,000	26	241,000	22	221,500	10
18	岐阜県	神戸町	18,704	11	800,000	9	645,000	22	540,000	26	297,000	4	280,000	4	266,000	10
19	岐阜県	揖斐川町	19,953	21	750,000	20	600,000	26	530,000	21	300,000	13	260,000	9	250,000	15
20	岐阜県	御嵩町	17,968	30	708,000	24	594,000	18	552,000	21	300,000	21	245,000	26	220,000	12
21	静岡県	森町	17,684	31	624,600	29	576,000	27	514,000	28	290,000	32	227,000	32	203,000	12
22	三重県	川越町	15,477	1	840,000	6	651,000	15	570,000	12	327,000	13	260,000	16	230,000	12
23	三重県	玉城町	15,271	24	741,000	31	560,500	32	498,700	30	287,000	33	221,000	33	200,000	13
24	京都府	久御山町	15,553	11	800,000	3	670,000	1	625,000	1	375,000	2	310,000	3	280,000	14
25	兵庫県	多可町	19,766	9	807,000	7	648,000	6	598,000	7	330,000	27	240,000	29	215,000	14
26	兵庫県	福崎町	18,857	4	830,000	2	673,000	3	620,000	2	370,000	4	280,000	6	255,000	14
27	鳥取県	八頭町	16,412	10	802,000	14	634,000	8	594,000	15	313,000	29	233,000	28	217,000	14
28	鳥取県	琴浦町	16,714	7	827,000	5	662,000	2	621,000	6	331,000	27	240,000	20	224,000	16
29	広島県	北広島町	17,797	26	730,000	19	602,000	14	571,000	27	293,000	19	246,000	23	221,000	12
30	香川県	まんのう町	17,875	19	774,000	22	598,000	16	564,000	10	328,000	3	299,000	2	284,000	16
31	福岡県	みやこ町	18,764	18	786,000	18	620,000	13	572,000	10	328,000	9	273,000	12	246,000	14
32	熊本県	長洲町	1,601	21	750,000	32	550,000	30	500,000	5	334,000	7	276,000	8	251,000	14
33	宮崎県	国富町	18,923	27	722,000	28	579,000	18	552,000	13	321,000	15	257,000	15	232,000	13
		最大値	19,953		840,000		683,000		625,000		375,000		310,000		290,000	16
		平均	16,803		767,758		617,767		559,145		314,174		256,918		235,959	13
		最小値	1,601		595,200		540,000		496,900		273,000		221,000		200,000	10

北播管内での比較表

No.	町名	人口 (人)	給料月額 (円)			報酬月額 (円)			標準財政規模 (千円)	財政力 指数
			町 長	副町長	教育長	議 長	副議長	議 員		
1	西脇市	39,203	④ 921,000	③ 750,000	③ 665,000	③ 465,000	③ 408,000	③ 370,000	④ 12,181,158	⑤ 0.45
2	三木市	75,571	① 980,000	① 830,000	① 710,000	① 554,000	① 478,000	① 423,000	① 19,811,182	② 0.69
3	小野市	47,833	① 980,000	② 794,000	② 695,000	② 528,000	② 449,000	② 409,000	⑤ 12,116,304	① 0.71
4	加西市	42,721	⑤ 893,000	⑤ 714,000	⑤ 640,000	④ 451,000	④ 380,000	④ 350,000	③ 12,455,071	④ 0.65
5	加東市	39,842	③ 940,000	③ 750,000	④ 660,000	⑤ 450,000	④ 380,000	④ 350,000	② 12,644,029	③ 0.67
6	多可町	19,766	⑥ 807,000	⑥ 648,000	⑥ 598,000	⑥ 330,000	⑥ 240,000	⑥ 215,000	⑥ 7,602,587	⑥ 0.33
	最大値	75,571	980,000	830,000	710,000	554,000	478,000	423,000	19,811,182	0.71
	平均	44,156	920,167	747,667	661,333	463,000	389,167	352,833	12,801,722	0.58
	最小値	19,766	807,000	648,000	598,000	330,000	240,000	215,000	7,602,587	0.33

標準財政規模：標準的な状態で通常収入されるであろう經常的一般財源の規模

財政力指数：財政力を示す指数。数値が高いほど、財源に余裕がある。